

宮 城 県 公 報

令和 8 年 9 月 4 日（金）
定期第 728 号

目 次

告示

- 形質変更時要届出区域の指定の一部解除（環境対策課）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 県営土地改良事業換地計画の縦覧（農村整備課）
- 土地区画整理組合の理事についての届出（都市計画課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（デジタルみやぎ推進課）
- 開発行為に関する工事の完了（建築宅地課）

監査委員

- 定期監査の結果の公表（監査委員事務局監査チーム）

宮城県告示第627号

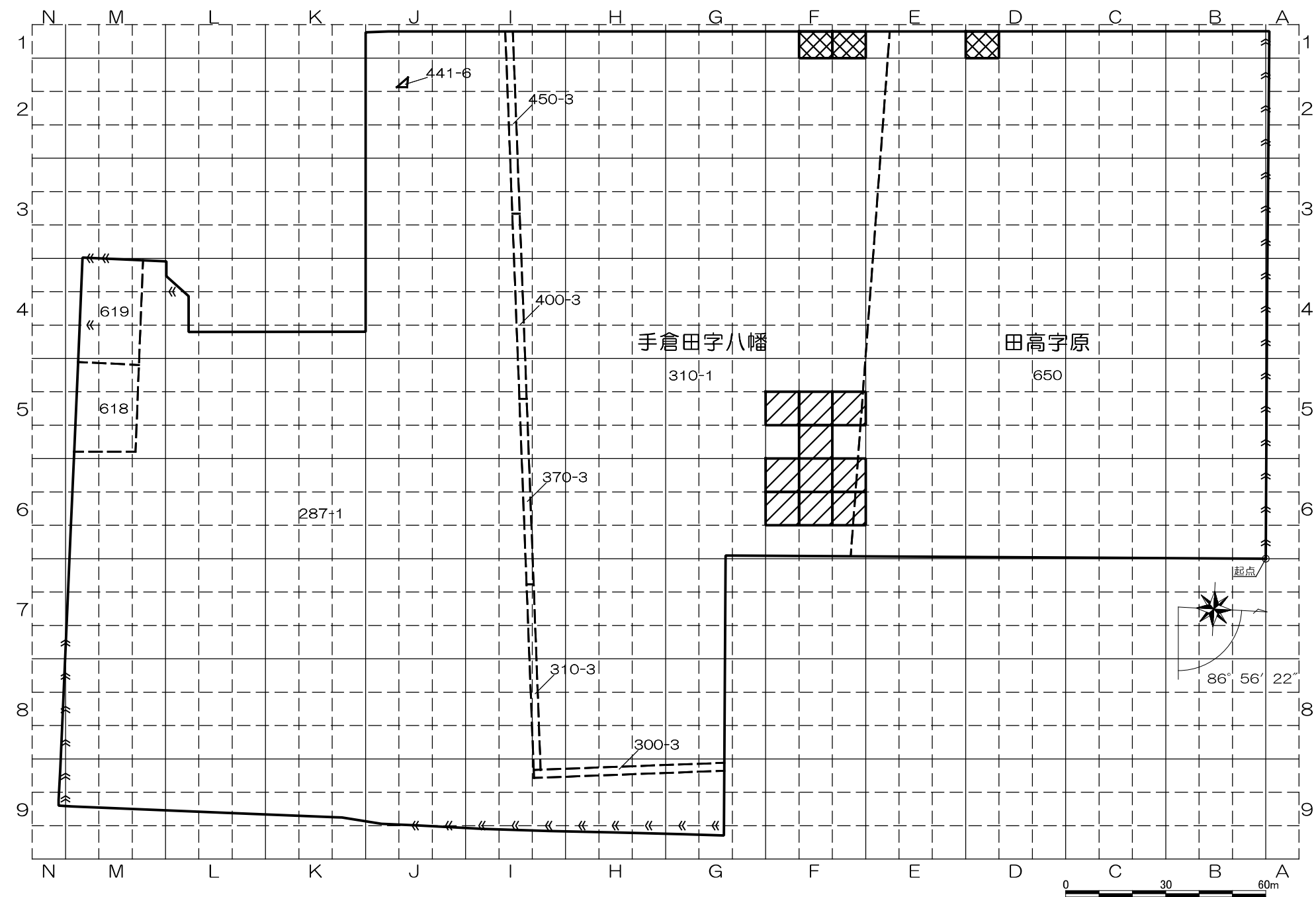
土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 11 条第 1 項の規定により指定した形質変更時要届出区域の一部について、同条第 2 項の規定により次のとおり指定を解除する。

令和 8 年 9 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 指定を解除する形質変更時要届出区域

名取市手倉田字八幡 310 番 1 及び名取市田高字原 650 番の一部とし、次の図のとおりとする。



凡例		
	指定を解除する 形質変更時要届出区域	—— 30m格子
	形質変更時要届出区域	--- 10m格子
	調査対象地	《《 単位区画の統合
	筆の境界線	

＜起点＞
 起点は、名取市田高字原650番内の形質変更範囲の最北端とする。

＜格子の回転角度＞86° 56′ 22″
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して 10m 間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として右回りに回転させた角度を示す。

- 2 形質変更時要届出区域において土壤の汚染状態が土壤溶出量基準に適合していなかった特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
砒^ひ素及びその化合物
- 3 形質変更時要届出区域において講じられた汚染の除去等の措置
土壤汚染の除去

宮城県告示第628号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 8 年 9 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0410210769	愛さんさんデイサービス石巻 石巻市大街道南四丁目 6 番 20 号	生活介護	愛さんさんビレッジ株式会社	令和 8 年 9 月 1 日

宮城県告示第629号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 89 条の 2 第 1 項の規定により県営土地改良事業稲屋敷・袋地区の換地計画を定めたので、同条第 4 項において準用する同法第 87 条第 5 項の規定により関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この換地計画について不服があるときは、同法第 89 条の 2 第 4 項で準用する同法第 87 条第 6 項の規定により縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に宮城県知事に審査請求をすることができる。また、この換地計画については、上記の審査請求のほか、この換地計画が定められたことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、宮城県を被告として、仙台地方裁判所に換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和 8 年 9 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 縦覧に供する書類の名称
換地計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 8 年 9 月 7 日から令和 8 年 10 月 8 日まで
- 3 縦覧場所
栗原市役所

宮城県告示第630号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第29条第1項の規定により、土地区画整理組合からその理事について、次のとおり届出があった。

令和8年9月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 組合の名称

名取市増田西土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名取市手倉田字諏訪268番地の1

3 届出の内容

理事に就任した者

氏 名	住 所
-----	-----

高 橋 直 樹	名取市手倉田字堰根163番地
---------	----------------

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和 8 年 9 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

- (1) 調達案件及び数量 サーバー統合基盤機器賃貸借及び運用保守業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書及び調達仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結の日から令和14年12月31日まで
- (4) 履行場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目 8 番 1 号 宮城県行政庁舎 外

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 本調達は、本業務を共同連帯して受託するため 2 以上の者を構成員として結成された共同企業体（以下「企業連合」という。）、単独企業又は個人による一般競争入札とする。なお、企業連合の結成は自主結成とし、この場合は「サーバー統合基盤機器賃貸借及び運用保守業務に関する包括的業務委託企業連合協定書」（様式 4）を参考に協定を締結すること。
- (2) 宮城県における物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録されている者又は入札書提出時までに物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。
- (3) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (5) 平成 12 年 3 月 31 日以前に民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）附則第 2 条による廃止前の和議法（大正 11 年法律第 72 号）第 12 条第 1 項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (6) 平成 12 年 4 月 1 日以後に民事再生法第 21 条第 1 項又は第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第 174 条第 1 項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条第 1 項又は第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。
- (8) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 11 月 1 日施行）別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者

をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者(以下「暴力団関係者」という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者(以下「暴力団等」という。)又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

(9) 本件に係る入札説明書等の原本の交付を受けていること。

(10) 次に掲げる公的認証制度のすべてを取得していること。

ア ISO9001(品質マネジメントシステム規格)の認定を有していること。

イ ISMS適合性評価制度(情報セキュリティマネジメント)又はプライバシーマーク制度の認定を有していること。

(11) 次に掲げるいずれかの資格要件を満たす担当者を業務に充てること。

ア 情報処理技術者試験のうちプロジェクトマネージャ試験(PM)の合格者

イ PMI(Project Management Institute)が認定するPMP(Project Management Professional)の資格保有者

(12) 企業連合にあっては、次のいずれにも該当すること。

ア すべての構成員が(2)に該当し、かつ(3)から(8)までの要件を満たしていること。また、構成員のいずれかが(9)から(11)までの要件を満たしていること。

イ 構成員が、他の企業連合の構成員として、又は単独により本入札に参加していないこと。

※企業連合の構成員は、他の企業連合の構成員として、又は単独で本入札に重複して参加することができない。

(13) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る、競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班(〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話022-211-3335)へ申請すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によ

っては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続き総称をいう。以下、同じ。)及び紙入札(書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続き総称をいう。以下、同じ。)を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出し、承認を得なければならない。

(2) 一般競争入札参加資格審査

ア 入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより、郵送による場合は、令和8年9月16日(水)午後1時から令和8年9月24日(木)午後5時までに必着、宮城県物品等電子調達システム又は持参による場合は、令和8年9月16日(水)午後1時から令和8年9月25日(金)午後5時までの間に必要書類を提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 開札日までの間において、アにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(3) 入札書の提出期間等

ア 宮城県物品等電子調達システムを用いて入札する場合

入札の期間 令和8年10月1日(木)午前9時から令和8年10月13日(火)午後5時まで

イ 郵送又は持参により入札書を提出する場合

(ア) 提出期間

a 郵送の場合 令和8年10月1日(木)午前9時から令和8年10月13日(火)午後5時までに必着

b 持参の場合 令和8年10月1日(木)午前9時から令和8年10月14日(水)午前10時まで

(イ) 提出場所 〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県企画部デジタルみやぎ推進課システム最適化班

(ウ) 提出方法 簡易書留郵便又は持参によること。

(4) 契約条項及び契約条件を示す場所

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県企画部デジタルみやぎ推進課 システム最適化班

(5) 入札説明書及び仕様書の交付場所

令和8年9月4日(金)から令和8年9月18日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する祝日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による交付を希望する場合は令和8年9月17日(木)午後5時までに(4)あて申し出ること。

(6) 開札の日時及び場所

令和8年10月14日(水)午前10時
宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 宮城県行政庁舎3階 デジタルみやぎ推進課

(7) 問い合わせ先

宮城県企画部デジタルみやぎ推進課システム最適化班

(担当 芳賀 瑞喜 電話 022-211-2476)

4 入札に参加することができない者

(1) 2に定める資格を有しない者及び3(2)における審査により資格を有しないとされた者

5 その他

(1) 使用言語、通貨等 本件の入札、契約、業務に伴い作成する書類等に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計量法(平成4年法律第51号)によるものとする。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第98条第1項第3号の規定により、免除とする。ただし、入札に参加しようとする者が契約を締結しないこととなるおそれがあると認めるときは、同第97条の入札保証金又はこれに代える担保の納付を求めることがある。

イ 契約保証金 財務規則(昭和39年宮城県規則第7号)第113条及び114条の規定による。

過去2か年度以内に国(独立行政法人を含む。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行した実績があることにより、契約保証金の免除を希望する場合は、契約保証金免除申請書及び当該契約書の写しを提出すること。

(3) 入札の無効 本公告に示した入札に参加する資格のない者及び入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者のした入札並びに物品調達等に係る競争入札参加心得の第9条に該当する入札は、無効とする。

なお、入札参加資格がある旨確認された者であっても、開札時点において2に掲げる資格のない者のした入札は、無効とする。

(4) 入札金額 入札書に記載された金額(以下「入札金額」という。)に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下「入札価格」という。)をもって契約金額とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額(契約業務を執行するために必要な一切の諸経費を含めて見積もった金額)の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(5) 落札者の決定の方法

ア 落札者は、財務規則第100条の規定により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

イ 落札となるべき同価格の入札者が二者以上あるときは、宮城県物品等電子調達システムの電子くじ機能により落札者を決定する。

(6) 最低価格の入札者以外の者を落札者とするものの有無 無

(7) 契約書の作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 入札執行の方法 一般競争入札

(10) 申請書等の作成に関する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(11) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

1. Nature and Quantity of the Items to be Procured: Leasing, operations and maintenance of equipment for server integration (1 set)
2. Contract Period: From day of contract settlement to December 31, 2032
3. Place of Implementation: Miyagi Prefectural Government Building (3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture)
4. Deadline and Place for Bid Submission (in person): October 14, 2026 (Wed.), by 10:00 A.M.

Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

5. Deadline for Bid Submission (by mail): October 13, 2026 (Tue.), 5:00 P.M.
6. Time and Place for Bid Selection: October 14, 2026 (Wed.), 10:00 A.M.

Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government Building, 3rd Floor

7. Contact Information: Mizuki Haga, System Optimization Team, Miyagi Digital Promotion Division, Policy Planning Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570 Japan.

Tel.: 022-211-2476

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

令和 8 年 9 月 4 日

	宮城県知事 村 井 嘉 浩
1 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる 地域の名称	東松島市赤井字南一 179 番 4、180 番 1
2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）	東松島市赤井字南一 179 番地 4 勝又 武志

宮城県監査委員告示第 19 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により実施した公営企業会計に係る令和 8 年度定期監査の結果については、次のとおりです。

令和 8 年 9 月 4 日

宮城県監査委員	菊	地	恵	一
宮城県監査委員	熊	谷	義	彦
宮城県監査委員	成	田	由	加 里
宮城県監査委員	宮	川	耕	一

- 1 監査実施機関及び監査実施年月日並びに事業概要等
別紙のとおり。

- 2 監査結果

令和 7 年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理の事実が地方自治法第 2 条第 14 項及び第 15 項の規定の趣旨に沿って行われているかについて、特に意を用いて監査を行いました。

その結果、公表すべき指摘事項は認められませんでした。

別紙

○ 宮城県水道用水供給事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課	令和8年7月15日
大崎広域水道事務所	令和8年7月14日
仙南・仙塩広域水道事務所	令和8年7月9日

2 事業概要

本事業は、市町村の水道事業に対し水道用水を供給するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	計画給水量	給水能力	供給対象市町村	事業(供給)開始年度
大崎広域水道事業	漆沢ダム 南川ダム	1日最大 12万 m^3	1日最大 10万1,150 m^3	大崎市、栗原市、富谷市、 加美町、涌谷町、美里町、 大和町、大郷町、松島町、 大衡村 (10市町村)	昭和55年度
仙南・仙塩広域 水道事業	七ヶ宿ダム	1日最大 55万3,300 m^3	1日最大 27万9,000 m^3	仙台市、塩竈市、白石市、 名取市、角田市、多賀城市、 岩沼市、富谷市、蔵王町、 大河原町、村田町、柴田町、 亘理町、山元町、松島町、 七ヶ浜町、利府町 (17市町)	平成2年度

3 事業実績

令和7年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益 (損失△)	当年度未処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
大崎広域水道事業	千 m^3 23,017	千円 1,876,999	千円 2,217,668	千円 △ 389,499	千円 △ 894,559
仙南・仙塩広域 水道事業	70,497	8,747,113	8,246,566	374,796	879,856
合 計	93,514	10,624,112	10,464,234	△ 14,702	△ 14,702

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○ 宮城県工業用水道事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課	令和8年7月15日
大崎広域水道事務所	令和8年7月14日
仙南・仙塩広域水道事務所	令和8年7月9日

2 事業概要

本事業は、工場及び事業所に対し工業用水を給水するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	水源	給水能力	給水区域	事業(給水)開始年度
仙塩工業用水道事業	大倉ダム	1日最大 10万m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、富谷市、七ヶ浜町、利府町、大和町（7市町）	昭和36年度
仙台圏工業用水道事業	釜房ダム	1日最大 10万m ³	仙台市、名取市、多賀城市、七ヶ浜町、利府町（5市町）	昭和51年度
仙台北部工業用水道事業	漆沢ダム	1日最大 5万8,500m ³	大崎市、大和町、大衡村、加美町（4市町村）	昭和55年度

3 事業実績

令和7年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	給水量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益(損失△)	当年度未処分利益剰余金(未処理欠損金△)
仙塩工業用水道事業	千m ³ 10,431	千円 524,213	千円 562,943	千円 △ 83,270	千円 △ 14,221
仙台圏工業用水道事業	16,530	433,154	292,399	107,768	187,118
仙台北部工業用水道事業	7,211	578,320	768,492	△ 199,281	△ 252,226
合計	34,172	1,535,688	1,623,834	△ 174,783	△ 79,329

(注) 1 給水量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○ 宮城県地域整備事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課 令和8年7月15日

2 事業概要

本事業は、仙台港国際ビジネスサポートセンターの管理運営及び仙台港周辺地域における土地貸付等を行っている。

3 事業実績

令和7年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	決算額		経営状況	
	事業収益	事業費用	当年度純利益	当年度未処分利益剰余金
地域整備事業	千円 682,293	千円 416,632	千円 260,021	千円 260,021

(注) 1 金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。

○ 宮城県流域下水道事業会計

1 監査実施機関及び監査年月日

企業局公営事業課及び水道経営課 令和8年7月15日
 中南部下水道事務所 令和8年7月8日
 東部下水道事務所 令和8年7月14日

2 事業概要

本事業は、市町村が管理する下水道から排除された下水を処理するもので、その概要は次のとおりである。

事業名	処理能力	関連市町村	供用開始年度
仙塩流域下水道事業	1日最大 22万2,000 m ³	仙台市、塩竈市、多賀城市、七ヶ浜町、 利府町 (5市町)	昭和53年度
阿武隈川下流流域下水道事業	1日最大 12万5,000 m ³	仙台市、白石市、名取市、角田市、岩沼市、 蔵王町、大河原町、村田町、柴田町、 丸森町、亘理町 (11市町)	昭和59年度
鳴瀬川流域下水道事業	1日最大 8,800 m ³	大崎市、美里町 (2市町)	平成4年度
吉田川流域下水道事業	1日最大 4万1,825 m ³	富谷市、大和町、大郷町、大衡村 (4市町村)	平成4年度
北上川下流流域下水道事業	1日最大 3万8,800 m ³	石巻市、東松島市 (2市)	平成10年度
北上川下流東部流域下水道事業	1日最大 2万5,300 m ³	石巻市、女川町 (2市町)	平成12年度
迫川流域下水道事業	1日最大 9,650 m ³	登米市、栗原市 (2市)	平成12年度

3 事業実績

令和7年度における事業実績は、次のとおりである。

事業名	総流入量	決算額		経営状況	
		事業収益	事業費用	当年度純利益 (損失△)	当年度末処分利益剰余金 (未処理欠損金△)
仙塩流域下水道事業	千m ³ 39,405	千円 1,963,693	千円 1,951,937	千円 7,540	千円 7,540
阿武隈川下流流域下水道事業	33,646	2,747,794	2,883,363	△ 152,762	△ 132,668
鳴瀬川流域下水道事業	2,429	353,172	325,600	28,916	37,337
吉田川流域下水道事業	11,352	679,678	645,646	21,087	71,542
北上川下流流域下水道事業	7,966	1,472,602	1,425,305	42,964	147,494
北上川下流東部流域下水道事業	4,033	1,617,737	1,627,034	△ 17,338	43,492
迫川流域下水道事業	2,471	1,114,245	1,057,758	49,498	217,741
合計	101,307	9,948,924	9,916,646	△ 20,093	392,481

(注) 1 総流入量及び金額は、単位未満を切り捨てている。

2 決算額の金額は消費税及び地方消費税を含み、経営状況の金額は消費税及び地方消費税を除いた経理処理に基づく額である。